

大田区地域ケア会議実施計画

平成30年8月16日付30福高発第10978号福祉部長決定

1 大田区における地域ケア会議の階層

介護保険法第115条の48第1項に、地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のため、市町村は地域ケア会議の設置に努めなければならないと定められている。

大田区地域ケア会議は、おおた高齢者施策推進プランの基本理念である、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」の実現をめざして実施する。

大田区において、地域ケア会議は次の3階層に分けて行う。

- (1) 個別レベル
- (2) 圏域レベル（日常生活圏域レベル（18圏域）・基本圏域レベル（4圏域））
- (3) 区レベル

各会議の詳細については、以下のとおりとする。

2 個別レベル地域ケア会議

- (1) 目的 高齢者の個別課題の解決、地域課題の抽出、介護支援専門員の資質向上
- (2) 主催者 地域包括支援センター
- (3) 構成メンバー

ア 本人とその家族

イ 地域包括支援センター、介護事業所

ウ 民生委員、本人に関係する地域住民、(自治会・町会の関係者、シニアクラブ等も含む)、老人いこいの家職員、地域の商店・事業所、社会福祉協議会など

エ 課題について、専門的見地から意見を述べることのできる医師、薬剤師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士等専門職

※介護事業所が参加する場合、それ以外の少なくとも1主体をウ・エのいずれかから選出し、参加者とする

- (4) ケース選定

ア 重複課題等の支援困難ケース

イ 介護支援専門員の資質向上を目指して取り上げるケース

(介護支援専門員からの持ち込み、生活援助が多いケアプラン など)

ウ 自立支援計画作成ケース

エ その他

(5) 開催頻度 地域包括支援センターごとに月 1 回程度開催する

(ケース・件数等に応じて調整して開催する)

(6) モニタリングについて

会議の検討を経て合意形成された事項については、その実施状況及び実施の効果を、介護支援専門員又は地域包括支援センターが確認する。モニタリングの時期は、会議において定める。

(7) フォローアップについて

上記モニタリングの結果、地域包括支援センターが必要と判断した場合は、フォローアップを実施する。フォローアップの内容や期間、会議の開催時期は、フォローアップ実施を決定した際にあわせて計画する。

(8) 個人情報について

会議の開催にあたり、職務上守秘義務が課せられている者以外の者が参加する場合は、介護保険法第115条の48、第205条第2項に基づき、守秘義務を課し、誓約書〈別紙1のとおり〉を提出させる。

会議で使用する書類について、個人情報が記載してある場合は、会議終了後に回収する。

(9) 本人同意について

会議の開催にあたり、本人同意については当該対象者に合った方法で意思の確認をとる。

3 圏域レベル地域ケア会議

○日常生活圏域レベル地域ケア会議 (18圏域)

(1) 目的 日常生活圏域における、多様な視点からの課題解決や社会資源開発、ネットワーク構築

ア 個別ケースの課題解決等により蓄積した地域課題の把握、整理、分析、情報共有及びその解決策の方向性の検討

イ 地域の多職種の関係機関と連携し、地域に必要なまたは不足している社会資源

の開発やネットワークの構築

(2) 主催者 地域包括支援センター

(3) 構成メンバー

ア 地域包括支援センター、地域福祉課

イ 課題解決のために必要な社会資源

(特別出張所、自治会・町会、民生委員、介護事業所、地域の商店・事業所・企業、社会福祉協議会、シニアクラブ、シルバー人材センター、医師、薬剤師、理学療法士 など)

(4) 開催頻度 日常生活圏域ごとに年2回程度

(ケース・件数等に応じて調整して開催する)

(5) 事前調整 日常生活圏域レベル地域ケア会議開催前に、必要に応じて地域福祉課と連携・協働して行う。

調整例)・関係者で個別ケースからの課題出しやメンバー構成等を検討
・各地縁団体へ地域ケア会議開催について周知・出席依頼 等

○基本圏域レベルケア会議 (4 圏域)

(1) 目的 日常生活圏域レベルで話し合われたテーマ、課題を集約及び整理。

解決策の方向性など必要に応じて区レベル会議に向けた整理・調整。

(2) 主催者 地域福祉課

(3) 構成メンバー

ア 地域福祉課、地域包括支援センター

イ 課題解決のために必要な社会資源

(特別出張所、自治会・町会、民生委員、介護事業所、地域の商店・事業所・企業、社会福祉協議会、シニアクラブ、シルバー人材センター、福祉・医療の専門職 など)

(4) 開催頻度 地域福祉課で年2回程度

(5) 案件提出期限 庁内検討委員会開催日の2週間前を目安に、区レベル会議に諮る議題(案件)を高齢福祉課に提出する。

4 区レベル地域ケア会議

- (1) 目的 圏域レベル地域ケア会議から抽出された、大田区の高齢者の課題解決
- (2) 主催者 高齢福祉課
- (3) 構成メンバー 大田区高齢者福祉計画推進会議委員
(学識経験者、弁護士、医師会、歯科医師会、薬剤師会、
福祉関係職員、地域関係者、公募委員)
- (4) 開催頻度 年2～3回程度 (ケース・件数等に応じて調整して開催する)
- (5) 庁内検討委員会 圏域レベルで検討されたテーマ、課題等について、庁内調整のため、区レベル会議で検討する前段階を行う。
課題・解決策の方向性の調整・確認。

5 共通事項 等

- (1) 地域ケア会議の機能とP D C Aサイクルの活用について

地域ケア会議の実施にあたっては、各階層においてP D C Aサイクルの考え方を活用して行う。

地域ケア会議のもつ5つの機能は、相互に循環しながら、各階層の会議にフィードバックされていきます。

ア 個別課題の解決

個別ケースが抱える課題や問題点について、関係者や専門職など複数の視点により、本人の在宅生活を支えるための支援を検討し、実践にむけた対応を協議する。また、介護支援専門員が行う自立支援に資するケアマネジメントの支援を行う。

イ 地域包括支援ネットワークの構築

高齢者の実態把握及び課題解決のため、地域の社会資源の発掘・地域包括支援ネットワークの構築を図る。

ウ 地域課題の発見

複数の個別ケースの検討や地域包括支援ネットワークの構築過程から浮き上がる、地域課題を抽出する。

エ 地域づくり・資源開発

抽出された「地域課題」に対し、地域の特性にあわせた解決策の検討を通

じて、関係機関との連絡調整及び役割分担を図り、地域の力を引き出す提案を行い、課題解決に必要な地域づくり、資源開発につなげる。

オ 政策の形成

介護、医療、予防等などの多職種の見点から大田区の高齢者に必要な社会基盤の整備等について政策提言を行う。

(2) 結論・記録の共有

ア 個別レベル

会議中、参加者で折に触れ合意事項などを確認しあい、結論を共有する。
なお、個別ケースにおける地域で行う対応策（支援者・支援内容等）については、会議後も支援者各自が支援内容の確認ができる材料を確保する。

イ 圏域レベル（日常生活圏域・基本圏域）

会議中、参加者で折に触れ合意事項などを確認しあい、結論を共有する。
区へ報告書を作成、提出する。（区レベル会議への議題提出）

ウ 区レベル

構成メンバーへ議事録等概要の送付及びホームページに掲載

6 開催日程

(1) 開催計画

会議の開催にあたっては、参加者の日程調整と円滑な会議運営のために開催予定をたてるなど、計画的に実施するよう努める。

(2) 区レベル会議(平成30年度開催分)

ア 平成30年10月23日(火)午後1時30分から3時30分まで

(庁内検討委員会 平成30年10月5日(金)予定)

イ 平成31年2月26日(火)午後1時30分から3時30分まで(予定)

(庁内検討委員会 平成31年2月1日(金)予定)

誓 約 書

私は、介護保険法第 115 条の 48、第 205 条第 2 項に基づく守秘義務及び罰則を理解し、大田区地域ケア会議にあたって知り得た個人の情報について守秘することを誓います。

対象者氏名： _____ 平成 年 月 日

| | 氏 名 | 本人との関係（所属） |
|-----|-----|------------|
| 出席者 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

（介護保険法）

第115条の48

市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- 5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

第205条

- 2 （略）又は第百十五条の四十八第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。